

口述権侵害の成否における「公に」及び「公衆」の要件

- 【文献種別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 平成25年12月13日
【事件番号】 平成24年（ワ）第24933号、平成25年（ワ）第16293号
【事件名】 損害賠償等請求本訴事件、損害賠償請求反訴事件（幸福の科学祈願経文事件）
【裁判結果】 一部認容、一部棄却
【参照法令】 著作権法2条1項18号・2条5項・24条・22条、民法719条
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25446206

事実の概要

本件において、X（原告）は、昭和61年10月に任意団体として活動を開始し、平成3年3月に宗教法人法に基づく設立登記をした宗教団体であり、D（原告代表役員）を代表役員としている。Y（被告）らのうち、被告Bと被告Cは夫婦であり、原告の信者であったが、Xから除名処分を受けている。また、被告A及びEは、Xの職員かつ信者であったが、Xから除名処分を受けている。除名を受けたのは、いずれも平成24年4月頃である。

A及びEは、平成22年2月、心理カウンセリングを扱う一般社団法人である「一般社団法人カウンセラー検定協会」を設立し、平成23年12月27日に「一般社団法人心検」に変更し（以下、「心検」という）、一般に受講生を募り、心理学等内容をとする講座を開講するなどしていた。

Eは、平成22年頃から平成23年12月頃までにかけて、心検の上記講座等受講者のうち、原告信者である者から受けた質問や相談が心理学の範ちゅうを超えると感じた際などに、心検の「課外授業」として被告Bのカウンセリングを受けるよう勧め、こうした勧めを受けた者が被告Bの自宅を訪れることがあった。また、Eは、心検の受講者以外の者にも、被告Bを紹介したことがあった。Bは、上記のとおり自宅を訪れた者に対し、1時間から2時間程度話を聞くなどした上で、初回の訪問については3万円、2回目以降の訪問については1万円の金員を受領していた。なお、Bは、上記金員のうち、初回分の20%（6,000円）をEに紹介料として支払っていた。

Bは、自宅を訪れた者の相談を聞く中で、Cの同席の下、本件経文①ないし③を読み上げること

があった。また、Bは、本件経文①ないし③を1人で又はCとともに読み上げることがあった。本件経文とは、X代表役員であるDが、天上界により降ろされた聖なる祈りの言葉として創作したものであり、Xにおける宗教的儀式の中で読誦して用いられるものとされている。

以上の事実関係の下、Xは、Yらに対し、本件祈願経文原本の返還を求めるとともに、本件祈願経文原本に記載された祈願経文の著作権に基づき、同経文の口述の差止め、同経文の複製物の廃棄並びに複製物の頒布の差止め及び複製物の廃棄を求め、更に、不法行為に基づく損害賠償を求めた。Yらは、反訴として、Xの本訴提起が不法行為を構成すると主張して、損害賠償を求めている。

本件の争点は、Yらに対する本件経文原本返還請求の成否、本件経文の著作物性等、多岐にわたるが、以下では、被告Bに対する本件経文①ないし③の口述差止請求の可否に関する判旨のみを紹介する。

判決の要旨

「著作者は、その言語の著作物を公に口述する権利を専有するところ（著作権法24条）、『公に』とは、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的とすることをいい（同法22条）、『公衆』には、不特定の者のほか、特定かつ多数の者が含まれる（同法2条5項）。そして、当該著作物の利用が公衆に対するものであるか否かは、事前の人的結合関係の強弱に加え、著作物の種類・性質や利用態様等も考慮し、社会通念に従って判断するのが相当である。」

「そこで本件についてみると、被告Bが、『心検』

の受講者等のうち、Eの勧めを受けて被告Bのもとを訪れた者の一部に対し、本件経文①ないし③を読み上げたことがあり（以下、本件経文①ないし③の読上げを「祈願」ということがある。）、また、本件経文①ないし③を1人で又は被告Cとともに読み上げたことがあることは前記……でみたところ、上記行為は、いずれも、言語の著作物である本件経文①ないし③を口頭で伝達するものとして、『口述』（著作権法2条1項18号）に該当する。」

「しかし、上記……の口述のうち、後者（被告Bのみ又は被告Cと2人による読上げ）については、自宅内において、被告Bのみで又はその妻である被告Cと2人で行われたものであるから、上記口述が、公衆に直接聞かせることを目的として行われたものとは認められない。」

他方、被告Bが、同被告のもとを訪れた者に対し、本件経文①ないし③を読み上げたことについては、「被告Bが祈願を行った人数は5、6名にとどまるとみるべきであって、被告Bが多数人に対して祈願を行い、本件経文①ないし③を読み上げたものと認めることはできない。」

この点について、Xは、上記読上げの時点における同席者が特定の少数人であったとしても、任意の条件の下に人数が増減する可能性があれば、不特定の者を対象とするものとして「公に」を充足するし、「公に」の要件が、排他的権利が及ぶ著作物の利用範囲を適切に画することにあるところから、当該行為が有償でなされたものであることは、私的領域の範囲を超えるものとして、「公に」の充足性についての重要な判断基準となると主張した。

この主張に対して、裁判所は、本件の場合、「祈願の対象となった範囲の者は限定されているのであって、原告が主張するように任意の条件の下に人数が増減するような範囲の者ではない」とした。また、「被告Bは、同被告のもとを訪れた者から金員を受け取っていたことが認められるが……上記金員は、来訪者の話を聞き、相談に乗ることなどの対価として支払われたものとみるべきであり、これを祈願の対価と評価することはできないものというべきである」と述べ、「対価の受領を理由として『不特定』であるとする原告の主張も採用することはできない」とした。

また、Xは、本件経文①ないし③の読上げは、

定期的かつ継続的に行われたものであるから、不特定の者に対してされたものであると主張したが、裁判所は、「被告Bが、上記カウンセリングを行うに際し、必ず本件経文の読上げを行っていたものとは認められず、被告Bが必要であると感じた際に本件経文を読み上げたものと認められるにとどまることや（被告B）、その延べ回数が、上記のとおり、本件経文のうち、多いものでも10回程度にとどまるものであることを考慮すれば、上記読上げが、定期的かつ継続的になされたものと評価することはできない」として退けている。

判例の解説

一 「口述」該当性について

著作者は、その言語の著作物を公に口述する権利を専有している（著作権法24条）。口述とは、「朗読その他の方法により著作物を口頭で伝達すること（実演に該当するものを除く。）」と定義されている（2条1項18号）。「口述」には、言語の著作物を、朗読や演説、説教や講演などのように直接に口頭で伝達する場合だけでなく、英会話講座のCDを再生する行為など、著作物の口述で録音されたものを再生することなども含まれる（2条7項参照）。もっとも、他人の著作物をそのまま生で口述するのは、詩の朗読などを除いてはあまりないと考えられ、実際に口述権が働くのは、録音された著作物の口述を再生する場合だろうといわれていた¹⁾。

この点、口述権の侵害が問題とされた裁判例として、東京地判平18・2・27判時1941号136頁〔計装工業会講習資料一審〕があるが、問題となった技術維持講習の講習資料は、「講演の内容を示し、解説しているものではあるが、その性質上、内容が朗読等によって口述されるものではないのであって、同資料をもとに講演をすることをもって、同資料を口述したということとはできない」とされている。また、中小企業診断士試験用講座の教材の口述が問題とされた東京地判平18・11・15（公刊物未登載、LEX/DB28112497）では、「本件講座において、本件侵害部分を含む本件テキストが口述されたと認めるに足りる証拠はない」と判断されている。講座等において他人の著作物をテキストとして使用したとしても、内容をそのまま

朗読して伝達することは少ないであろうし、部分的にそのまま朗読するのであれば、引用（32条）に該当することもある。

また、演説、説教や講演などは、そもそも自己の著作物を生で口述することが多い。

これらの意味で、本件は、他人の著作物をそのまま生で口述する行為が問題とされた事案として、めずらしさがある²⁾。もっとも、めずらしさは別として、そのまま生で口述する行為が行われていることが明らかである場合、「口述」であることを認定することに困難な点は少ない。本判決も、比較的あっさりとして口述該当性を認めている。むしろ、問題となるのは、次に述べる「公に」の要件である。

二 「公に」の要件について

口述権は、その定義上、口述が「公に」行われる場合に権利が及ぶ。「公に」とは、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的とすることをいう（22条）。口述であれば、公衆に聞かせることを目的としないのであれば、権利が及ばないことになる。では、公衆とはどの範囲のものを指すのか。この点、著作権法は、「この法律にいう『公衆』には、特定かつ多数の者を含むものとする」（2条5項）とする。したがって、公衆の概念に、特定多数の者は含まれると解されることは明らかである。他方、特定かつ少数の者は公衆に含まれないことは明らかであるし、他方で、不特定かつ多数の者が公衆に含まれることについても、学説上、争いはない。問題となるのは、不特定かつ少数の者が公衆に含まれるかどうかである。学説としては、不特定少数は公衆に含まれないとする説（a説）³⁾、純粋な不特定少数は公衆には該当しないとしつつも、多数性について一定の時間的経過を念頭に累積多数になれば足りるとする説（b説）⁴⁾、少数かどうかは関係なく不特定の者であれば公衆に該当するとする説（c説）⁵⁾に分かれている。b説とc説の結論の相違は、累積しても少数だが、それでも不特定と考えられる者に著作物を提供する場合に生じる。また、いかなる者が不特定に該当するのかについて、学説は分かれており、個人的な結合関係の存在によって判断する説⁶⁾や、利用を設ける機会が広く多数の者に与えられていたかを重視する説⁷⁾、（貸与禁止権の公衆について）私的複製の「家庭内その

他これに準ずる限られた範囲内」の者以外であれば足りることを示唆する見解⁸⁾がある。

公衆の要件に関して、裁判例については、多数かどうかだけ認定して判断をするものや（大阪地判平17・10・24判時1911号65頁〔選撮見録一審〕、大阪高判平19・6・14判時1991号122頁〔同控訴審〕（公衆送信禁止権）、不特定の者に該当することのみをもって公衆に該当するとするもの（最判平23・1・18民集65巻1号121頁〔まねきTV上告審〕（公衆送信禁止権）、あるいは諸要素を総合的に考慮して「公衆」に該当するかを検討するもの（名古屋地判平15・2・7判時1840号126頁〔社交ダンス教室一審〕（演奏禁止権））がある⁹⁾。

総合考慮型の判断枠組を採用した〔社交ダンス教室一審〕は、「著作物の公衆に対する使用行為に当たるか否かは、著作物の種類・性質や利用態様を前提として、著作権者の権利を及ぼすことが社会通念上適切か否かという観点をも勘案して判断するのが相当である（このような判断の結果、著作権者の権利を及ぼすべきでないとした場合に、当該使用行為は「特定かつ少数の者」に対するものであると評価されることになる。）」と述べている。実際の判断に際しても、多数か不特定かを区別しないで、評価を行っている。

三 本判決の位置づけ

本判決は、『公衆』には、不特定の者のほか、特定かつ多数の者が含まれる（同法2条5項）とした上で、「当該著作物の利用が公衆に対するものであるか否かは、事前の人的結合関係の強弱に加え、著作物の種類・性質や利用態様等も考慮し、社会通念に従って判断するのが相当である」としており、基本的には、〔社交ダンス教室一審〕と同様の総合考慮型の判断枠組を採用している。

もっとも、本判決は、検討の順序として、祈願を行った人数について、多数人に対して祈願を行ったものではないという判断を行った上で、Yの主張に応じたかたちで、不特定の者に対するといえる理由があるかどうかを判断している。したがって、総合考慮型の判断枠組ではあるものの、結果としては、2要素を軸に置いた判断であり、更に実質的には、不特定の者かどうかの判断について、諸要素の総合考慮がなされているといえる。

本判決は、具体的には、不特定かどうかの認定について考慮すべき要素として、事前の人的結

合関係の強弱に加え、著作物の種類・性質や利用態様等を上げているが、更に、Yの主張に応じて、任意の条件の下に人数が増減する可能性の有無、対価の受領が不特定性の判断に与える影響、著作物の利用が定期的かつ継続的に行われたかどうか、という諸要素も考慮している。著作物の種類・性質や利用態様以外の点は、「社交ダンス教室一審」が具体的に示していない要素である。

これまでの裁判例において、不特定の者であるかの判断については、インターネット接続環境を有するパソコンと携帯電話を有するユーザが所定の会員登録を済ませれば、誰でも利用することができるサービスを提供している場合（東京地判平19・5・25判時1979号100頁[MYUTA]）や、放送番組を利用者からの求めに応じ自動的に送信する機能を有する機器を用いたサービスを提供する者との関係等を問題とされることなく、何人も問題となったサービスを利用する契約を締結すれば利用できるサービスを提供している場合（前掲「まねきTV上告審」）に、サービスの利用者は不特定の者とした裁判例がある。これらは公衆送信禁止権に関する事案であるが、誰もが利用者となることができるサービスを提供している場合、人的結合関係の有無という観点を重視して、不特定の者として公衆と判断される傾向がある。また、貸与禁止権が問題とされた事案において、公衆要件の「特定」の判断に際して、貸与者と被貸与者との間の「人的な結合関係の存在」の有無が基準とすることを明示したものもある（東京地判平16・6・18判時1881号101頁[NTTリース]）。

不特定の要素の判断については、人的結合関係がない場合でも、偶発的な著作物の利用に止まる場合であれば、禁止権の対象とする必要性が弱いのではないかという指摘もある¹⁰⁾。この場合、不特定かどうかを人的結合関係の有無で決定する説では、禁止権を及ぼさないようにする柔軟な解釈論を展開しにくい。他方、累積多数の多数概念を念頭に、不特定かつ純粋な少数は公衆に含まれないとする説では、人的結合関係のない者に対する偶発的利用の場合に関して、妥当な判断ができる可能性がある。しかし、他方で、この説に対しては、不特定かつ純粋な少数である場合に公衆に該当しないという点について、常にそれでよいのだろうかという疑問が残る。このような点を考えると、本判決のように個別の事案で各種の考慮が

可能な総合考慮の判断枠組は妥当なアプローチといえる。

総合考慮の判断枠組といっても具体的なアプローチには違いがある。本件は、総合考慮型の判断枠組を採用しているものの、2要素を区別せずに総合考慮を行う「社交ダンス教室一審」と異なり、2要素を個別に認定する過程で総合考慮が行われており、判断枠組としてはより明確である。総合考慮型の判断枠組をとる場合、裁判例の蓄積によって事案を類型化し、典型的な考慮要素をできるかぎり明らかにすることで、予測可能性を持たせることが望ましい。この観点から、本判決は、総合考慮型の判断枠組の予測可能性を高める裁判例の蓄積として評価できる。また、本判決が考慮している諸要素は、不特定の者に該当することのみをもって公衆に該当すると考える枠組においても、誰もが利用者となることができるサービスかどうか、あるいは人的結合関係の存否といった点を判断する上で、考慮の対象となる要素を含むので、参考になる部分がある。

● 注

- 1) 加戸守行『著作権法逐条講義〔六訂新版〕』（著作権情報センター、2013年）196頁参照。
- 2) 平澤卓人「著作権法における『公に』及び『公衆』概念の限界」知的財産法政策学研究46号（2015年）361頁も同様の評価である。
- 3) 小倉秀夫＝金井重彦編『著作権法コンメンタル』（レクシスネクシス・ジャパン、2013年）208頁【小倉秀夫執筆部分】。
- 4) 奥野弘司「判批（まねきTV上告審）」AIPPI56巻9号（2011年）619頁。
- 5) 高林龍『標準 著作権法〔第3版〕』（有斐閣、2016年）131頁、島並良＝上野達弘＝横山久芳『著作権法入門〔第2版〕』（有斐閣、2016年）142頁【島並良執筆部分】、三山裕三『著作権法詳説判例で読む14章〔第10版〕』（勁草書房、2016年）563頁、茶園成樹編『著作権法』（有斐閣、2014年）107頁【陳忠勤執筆部分】など。
- 6) 加戸・前掲注1）73頁。茶園成樹「著作権（1）法21条～26条」法教332号（2008年）140頁も参照。
- 7) 駒田泰士「判批（まねきTV上告審）」判時2127号（判評634号）（2011年）179頁。
- 8) 金子敏敏「判批（NTTリース）」ジュリ1304号（2006年）187頁。
- 9) 平澤・前掲注2）364頁。
- 10) 平澤・同上382頁。